

防衛大学校達第1号

防衛大学校の校旗の制式及び使用に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第65号）第3条の規定に基き、防衛大学校の校旗の使用及び取扱に関する達を次のように定める。

昭和31年1月21日

防衛大学校長 榎 智 雄

防衛大学校の校旗の使用及び取扱に関する達

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校の校旗（以下「校旗」という。）の使用及びその取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

（校旗の使用）

第2条 校旗は、儀式その他防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指示する場合に使用するものとする。

（校旗の保持）

第3条 校旗は、通常旗手1名及び校旗護衛2名によつて保持するものとする。

2 校旗の保持の要領は、旗ざおの下端を保持用バンドの受筒におき、右手をもつて肩の高さで旗ざおを握り、ひじを軽く曲げて旗ざおをやや前に傾けて保つものとする。但し、乗車の場合その他特に指示された場合は、旗手は腰を下し旗ざおの下端を右足の傍らに置き、右手をもつて肩の高さで旗ざおを握り、これを垂直に保つものとする。

（校旗の位置）

第4条 校旗の位置は、通常次のとおりとする。

（1）隊列が横隊のときは、その右翼とし、縦隊のときは、その先頭の指揮官及びその幕僚の後方とする。

(2) 車両で行動する場合は、その右翼又は先頭の車両とする。

(校旗の行動)

第5条 校旗が隊とともに行動する場合は、当該隊の指揮官の号令によつて行動し、当該隊の指揮官が直接号令を下さない場合は、その左翼又は直後の隊の行動にならつて行動する。

2 校旗のみで行動する場合は、旗手は校旗護衛を指揮する。

(校旗の敬礼)

第6条 校旗の敬礼は、旗手はその右腕を前に伸し、旗ざおを前に傾けるものとする。

(旗手及び校旗護衛の武装)

第7条 校旗が武装した隊と行動をとともにする場合は、旗手は拳銃を、校旗護衛は拳銃、小銃又は騎銃を携行するものとする。

(保管)

第8条 校旗は、通常保存箱に収納するか又はおおいをつけ三脚架に立てて保管するものとする。

2 校旗は、通常校長室に保管するものとする。

附 則

この達は、昭和31年1月21日から施行する。